

新株予約権の内容等

1 意義

新株予約権は、会社から株式の交付を受ける権利であり、権利行使をした後は普通に株主となる。

しかし、新株予約権の権利行使は、いつ、どのようにして権利行使できるのか、また新株予約権そのものの属性として自由譲渡性の有無などを、権利行使により発行が予定されている株式の属性とは別に新株予約権の内容として定める必要があり、しかも、これら内容は、新株予約権を発行する度に定めることになる（236 I）。したがって、新株予約権は発行するごとに異なる種類の新株予約権として成立するということになると考えられる¹。

新株予約権を発行したときは、登記をする必要がある（911 III ⑫）。この登記は、新株予約権を発行するごとに異なる登記をするようになる。

2 内容

新株予約権の内容としては、大きく分けて、（1）株式発行事項に関する事項、（2）新株予約権の属性そのものに関する事項、に分けられる。

（1）株式発行事項に関する事項

- i 新株予約権を行使することにより発行される株式の数、またはその数の算定方法（236 I ①）。種類株式を発行する会社の場合発行される株式の種類及びその種類ごとの数も定める必要がある。
- ii 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格、またはその算定方法（236 I ②）。新株発行の際の払込価格に相当する。この価格が権利行使価格となる。金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びにその財産の内容及び価格も定める（236 I ③）。新株発行の際の現物出資に相当する。
- iii 資本金、準備金に関する事項（236 I ⑤）。新株予約権行使時に財産が出資されるので、その出資金が全額資本金となるのか否かを、予め定めておくのである。

（2）新株予約権の属性に関する事項

- i 新株予約権を行使することができる期間（236 I ④）。
- ii 譲渡制限新株予約権とするときはその旨（236 I ⑥）。譲渡制限株式と同様の規制であるが、譲渡制限株式とは異なり、会社が譲渡を承認しない場合の買取請求権は存在しない。
- iii 取得条項付新株予約権とするときはその旨及び対価（236 I ⑦）。対価は、株式、社債、別の種類の新株予約権、新株予約権付社債、その他の財産であり得る。
- iv 組織再編の際の新株予約権の承継の有無（236 I ⑧）。

¹ 株式の場合は、いつ発行するかによって種類が異なるということはある得ない。また、社債に関しては、発行日が異なっても、内容が同一であれば同一種類とされる（681 I ①、②）。いわゆる銘柄統合である。新株予約権については、銘柄統合に相当する規定は設けられていないので、発行するごとに異なる種類と言わざるを得ないであろう。

- v 新株予約権行使時に一株に満たない端数が生じる場合に、これを切り捨てる場合はその旨 (236 I ⑨)。
- vi 証券発行新株予約権とするときはその旨 (236 I ⑩)。この場合、記名式・無記名式の転換を認めないときは、その旨も定める (236 I ⑪)。要するに、新株予約権に関して、有価証券たる新株予約権証券を発行することができ、それも新株予約権付証券に新株予約権者の氏名・名称を記載する記名式、記載しない無記名式の双方ともに発行できる。
- vii 新株予約権の目的となる株式が振替株式の場合、新株予約権そのものも振替新株予約権として振替株式と同様の制度を採用することができる (社債株式振替 163)。この場合、新株予約権証券は発行できない (社債株式振替 164 I)。

3 新株予約権原簿

新株予約権を発行したときは、遅滞なく新株予約権原簿を作成する (249)。株式の発行状況を表した株主名簿に相当するものである。

新株予約権原簿の記載事項は、無記名式の新株予約権証券を発行したか否か、及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替新株予約権を発行した否かによって異なる。

無記名新株予約権を発行した場合は、

当該新株予約権証券の番号、内容、数

である (249①)。

振替新株予約権を発行した場合は、

i 当該振替新株予約権の内容、数

ii 社債、株式等の振替に関する法律が適用される旨

である (社債株式振替 184 II)。

それ以外の場合は、

i 新株予約権者の氏名・名称、住所

ii 当該新株予約権の内容、数

iii 新株予約権者が新株予約権を取得した日

iv 証券発行新株予約権である場合は、証券番号

である (249③)。

株主名簿管理人を置く上場会社の場合、新株予約権原簿の管理も株主名簿管理人が行う (251)。新株予約権者は、証券発行新株予約権の場合を除き、自らの新株予約権原簿記載事項の証明書の交付を求めることができる (250)。また、株主、債権者は新株予約権原簿の謄写・閲覧請求権がある (252 II)。親会社社員は裁判所の許可を得て閲覧・謄写請求をする (252 IV)。閲覧・謄写の拒否事由は、株主名簿の閲覧・謄写の拒否事由とほぼ同じである (252 III、V)。新株予約権者に対する通知の効力もほぼ株主名簿に対応する (253)。

4 新株予約権の譲渡

新株予約権はその内容として譲渡制限がない限り、自由に譲渡できる(254 I)。ただし、証券発行新株予約権の場合、振替新株予約権の場合、それ以外の場合で、それぞれその要件効果が若干異なるが、要は、株式の譲渡とほぼパラレルの問題である。

また、既に述べたように新株予約権の内容として譲渡制限がなされる場合があり、この場合は後述(4)で述べるように、一定の場合以外譲渡ができない。

(1) 証券発行新株予約権の場合

証券発行新株予約権の譲渡は、新株予約権証券の交付が譲渡の効力要件となる(255 I 本文)。記名式の証券発行新株予約権が譲渡された場合は、新株予約権原簿への記載・記録が、会社に対する対抗要件となる(257 II)。新株予約権原簿への名義書換は、新株予約権証券を会社にて維持することにより行う(260 II、規則 56 II)。無記名式の場合は、名義書換のような手続は行われない(257 III)。

ただし、会社が保有する自己新株予約権を処分²するについては、新株予約権証券の交付は効力要件とはされない(255 I 但書)。従って、自己新株予約権を処分する意思表示が行われたときに新株予約権の譲渡が成立する。この場合、会社は名義書換請求を待たずに職権で新株予約権原簿へ記載・記録する(259 I ②)³。この場合、新株予約権証券は遅滞なく発行することになるが(256 I)、新株予約権者から請求があるまで新株予約権証券を交付しないでおくこともできる(256 II)⁴。

新株予約権証券の所持者は、適法な権利者と推定され(258 I)、同人が無権利者であっても、同人から善意・無重過失で新株予約権証券の交付を受けた者は、新株予約権を善意取得する(258 II)。

(2) 振替新株予約権の場合

振替新株予約権とするには、証券発行新株予約権であってはならず(社債株式振替 164 I)、権利の帰属は振替口座簿の記載・記録によって定まる(社債株式振替 163)。

振替口座簿の構造、口座への記載・記録の方法、譲渡の効力、善意取得と超過記載の処理等は、ほとんど振替株式の場合と同様である(社債株式振替 165 以下)。

(3) 上記以外の新株予約権の場合

証券発行新株予約権でも振替新株予約権でもない場合、新株予約権の譲渡は当事者の意思表示のみで効力を生じる。この場合、新株予約権原簿への記載・記録が会社その他の第三者に対する対抗要件となる(257 I)。新株予約権原簿への名義書換は、共同申請で行うが(260 II)、会社による自己新株予約権の処分の場合は、会社が職権で記載・記録する(259 I ②)。

² 自己株式の処分と異なり、自己新株予約権の処分は、規制がないので随時行うことができる。

³ この趣旨は、新規の新株予約権の発行の場合に、証券発行新株予約権かどうかにかかわらず、割当日をもって申込者が新株予約権者となる(245 I)のにあわせたものと思われる。また、このことが本文で直後に述べる新株予約権証券不所持制度を可能とさせている。

⁴ 株券発行非公開会社の株券不発行制度(215IV)に合わせた制度であろう。

証券発行新株予約権でも振替新株予約権でもない場合は、善意取得は生じない。

(4) 譲渡制限新株予約権の場合

新株予約権は、その内容として譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要する旨を定めることができる(236 I ⑥)。いわゆる譲渡制限新株予約権である。この定めは、新株予約権そのものの譲渡の制限であって、新株予約権を行使することによって取得する株式の譲渡制限の有無とは全く別の問題である。そのため、株式を上場している上場会社においても、上場株式の発行が予定されている新株予約権自体について、譲渡制限を設けることは可能である。

譲渡制限新株予約権を譲渡しようとする場合、新株予約権者が会社に対しその承認を求めることになる(262)が、譲渡制限新株予約権を取得した者も会社に対しその承認を求めることができ(263 I)、この場合は証券発行新株予約権の場合は当該証券を提示して請求をし、それ以外の場合は譲渡人との共同請求となる(263 II、規則 57)。承認請求をする場合、その譲渡制限新株予約権の内容及び数、譲受人の氏名・名称を明らかにする(264)。承認機関は、取締役会設置会社の場合、取締役会であるが、新株予約権の内容として別段の定めをすることができ、その場合はその定めに従う(265)。会社は二週間以内に回答を通知する必要がある、同期間内に回答がない場合、承認したものと見なされる。ただし、譲渡承認請求者と別段の合意をしている場合はそれに従う(266)。

譲渡制限新株予約権には、譲渡制限株式のような、承認をしない場合の株式買取請求権はない。そのため、会社が承認しない限り譲渡制限新株予約権は保証されない。これは、株式と違い新株予約権者の権利はあくまでも会社に対する株式発行請求権という債権を有しているに過ぎず、投下資本の回収という株式と同様の要請は必要がないと考えられているためといえる。

5 新株予約権の担保化

新株予約権も担保化することは可能であり、質権設定と譲渡担保が考えられる

(1) 質権設定

証券発行新株予約権を質権設定するには、新株予約権証券を質権者に交付する必要がある(267 IV)、かつ、継続して占有することが会社その他の第三者に対する対抗要件となる(268 II)。振替新株予約権の場合は、振替口座簿への記載・記録が効力要件である(社債株式振替 175)。それ以外の場合は、新株予約権原簿への記載・記録が会社及び第三者に対する対抗要件となる(268 I)。記名式証券発行新株予約権も新株予約権原簿への記載・記録をすることができ(269)、新株予約権原簿に記載・記録された質権は、登録新株予約権質権者となり(270 I 参照)、物上代位的権利を直接得ることができる(272)。振替株式の場合、振替口座簿の記載・記録によって新株予約権原簿への記載・記録と同様に扱われると考えて良い。

(2) 譲渡担保

新株予約権を譲渡担保とすることも当然可能で、手続的には新株予約権の譲渡と異なるところはない。後は譲渡担保権設定者と譲渡担保権者との内部関係の処理になると考えられる。

6 自己新株予約権

基本的に、自己株式の取得と異なり、自己新株予約権の取得に制限はない。株式そのものの所得ではないからである。ただし、取得条項付新株予約権の場合の取得条項に基づく取得の場合は、取得条項付株式の取得と同様の手続を踏む必要がある（273以下）。

自己新株予約権は、取締役会決議で随時償却できる（276）。

自己新株予約権の処分に制限はなく、任意処分できる。

会社が自己新株予約権を取得し、あるいは処分した場合、新株予約権原簿への記載は、会社が職権で行う（259 I）。

自己新株予約権はその権利を行使することができない（280 VI）。

7 新株予約権証券

すでに述べているように、新株予約権に対して、新株予約権証券を発行することが可能で（236 I ⑩）、新株予約権証券を発行した新株予約権を、証券発行新株予約権⁵という。新株予約権と新株予約権証券の関係は、株式と株券との関係に対応し、新株予約権証券は新株予約権を表章する有価証券である。上場会社においては株券を発行することはありえないが、新株予約権はそれ自体を上場しない限り⁶新株予約権証券を発行することは可能である。また、株券の場合は、一律に発行するかしないかのどちらかしかありえず、株式の種類に応じて株券を発行するか否かを決定することはできないが、新株予約権の場合、発行するたびにその内容として新株予約権証券を発行するかどうかを決定することができる。

（1）新株予約権証券の発行

証券発行新株予約権を発行した場合、新株予約権証券を遅滞なく発行しなければならない（288 I）。ただし、新株予約権者から発行の請求があるまで新株予約権証券を発行しないでおくことも可能で（288 II）、制度趣旨としては、非公開株券発行会社の場合の株券不所持制度（215 IV）に対応する。

（2）新株予約権証券の記載事項

新株予約権証券には、次の事項を記載して、代表者がこれに署名または記名、押印する（289）。

- i 証券番号（289 柱書）
- ii 株式会社の称号（289 ①）

⁵ 定義規定は249条3号ニにある。

⁶ 新株予約権の上場基準として、振替新株予約権を選択しておく必要があり、この場合、新株予約権証券を発行することができない（社債株式振替164 I）。

iii 当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権の内容及び数

(3) 記名式、無記名式とその転換

新株予約権証券は、記名式とすることも無記名式とすることも可能である。この点で現行法上株券がすべて無記名式であることと異なる。ただし、記名式の証券発行新株予約権であっても、新株予約権の譲渡は当該新株予約権証券の交付だけが効力要件となっており（255 参照）、手形の裏書のような制度は存在しないので⁷、有価証券としての性質は無記名証券である。

証券発行新株予約権の新株予約権者は、これを禁止する定め（236 I ⑪）がない限り、いつでも記名式と無記名式の転換を請求できる（290）。

(4) 新株予約権証券の喪失

新株予約権者が、新株予約権証券を喪失した場合は、有価証券を喪失した場合の一般と同じように、形式的資格を回復するために公示催告手続きを取り、除権決定を得る必要がある（291）。この点、株券を喪失した場合の株券喪失登録手続きのような簡便な制度は用意されていない。

除権決定を得ると、新株予約権証券の再発行を請求できる（291 II）。ただし、株式と異なり、新株予約権の場合、その行使あるいは行使期間の経過等により権利行使できなくなった場合は、新株予約権は消滅するので（287 参照）、常に新株予約権証券の再発行が必要か否かは問題で、除権決定の正本そのものの権利行使を認めてもよさそうである⁸。

(5) 新株予約権証券の提出

会社が一定の行為をする場合に、新株予約権者に新株予約権証券の提出を求める必要が出てくる場合がある。それは、新株予約権が消滅させざるを得ない場合で、具体的には次の場合である。

- i 取得条項付新株予約権の取得の場合
- ii 組織変更の場合
- iii 吸収合併の消滅会社となる場合
- iv 会社分割の分割会社となる場合で、新株予約権が承継会社または新設会社に引き継がれる場合
- v 株式交換、株式移転の完全子会社となる場合で、新株予約権が完全親会社に引き継がれる場合

上記各行為をする場合、その効力発生日に当該新株予約権証券は無効となる（293 III）。そのため、効力発生日後、新株予約権証券はただの紙切れとなる。しかし、紙切れと化したとしても、旧新株予約権証券をそのまま流通させておくことには問題が多いことから、

⁷ 名義書換えの際に会社が新株予約権証券の名義も書き換えたり裏面に新権利者を記名したりするかどうかは、法律事項ではなく、あくまで会社や関係者の便宜の問題である。

⁸ 手形のような典型的な有価証券の場合、むしろ除権決定を得ても有価証券の再発行はされないのが原則であり、株券のように再発行されるのは例外的である。

あらかじめ新株予約権証券を会社が回収するのである。そのために、会社は当該行為の効力が生ずる日までに会社に対し新株予約権証券を提出しなければならない旨を効力発生日の一か月前までに公告し、かつ、新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者には、各別にこれを通知しなければならない（293 I）。効力発生日までに新株予約権証券を提出しない場合、新株予約権証券を提出するまでその新株予約権者に対し対価等の交付を拒むことができる（293 II）。

新株予約権証券を提出できない者がいる場合、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば3か月を下らない期間を定めてその期間内に異議を述べることができる旨を公告することができる（293 IV、220 I）。公告費用は請求者の負担で行うことができる（293 IV、220 III）。上記期間内に利害関係人から異議がなければ、会社は対価等を交付することが可能となる（293 IV、220 II）。

取得条項付新株予約権を取得する場合で、無記名式の新株予約権証券を発行している場合、その効力発生日までに無記名新株予約権証券が提出されない場合は、対価として株式、別の種類の新株予約権、新株予約権付社債を交付する場合であっても、株主名簿や新株予約権原簿に株主や新株予約権者の氏名・名称、住所を記載することを要しない（294）。無記名式の証券発行新株予約権の場合、新株予約権証券が提出されないとなれば誰が新株予約権者が会社にわからないからである。この場合、当該株主、新株予約権者、新株予約権付社債権者に対し、以後、必要な通知、催告をする必要もない（294 II、iv、vi）。

8 振替新株予約権

振替新株予約権は、社債株式振替法により認められているもので、振替株式に対応する。新株予約権を上場する場合は、上場基準との関係で振替新株予約権を選択しておく必要がある。

振替新株予約権の振替口座簿の構造、振替の手続き、振替の効果、超過記載の問題など、ほぼ振替株式と同様である（社債株式振替 165 乃至 182）。

そのほかに、振替新株予約権の場合、会社法の特則として、次のような規律がある。

（1）振替新株予約権の買取請求

振替新株予約権者が会社法の規定に基づき新株予約権買取請求をした場合、代金の支払いと引き換えに振替新株予約権の振替をすることを、会社が新株予約権者の直近上位機関に対して申請をする（社債株式振替 183）。振替申請が譲渡人からの申請であること（社債株式振替 168 II）に対する特則でもある。

（2）取得条項付振替新株予約権

振替新株予約権が取得条項付新株予約権である場合で、当該振替新株予約権を会社が取得する場合、その取得にかかる振替新株予約権につき、会社が新株予約権者の直近上位機関に対し振替申請する（社債株式振替 183 I）。

ある銘柄の取得条項付振替新株予約権をすべて取得する場合は、全部抹消手続を取る（同

法 183Ⅲ)。全部抹消手続は、会社から振替機関に対し全部抹消する振替新株予約権の銘柄と末梢日を振替機関に通知し、さらにこれを振替機関が直近下位関に順次通知し、振替機関、口座管理機関が抹消日に振替口座簿から抹消する（社債株式振替 171）。振替口座簿から抹消されたときに、会社が新株予約権を取得したことになる（社債株式振替 183Ⅳ）。

（3）総新株予約権者通知

振替新株予約権につき、全部抹消手続（社債株式振替 171）がなされたとき⁹は、振替機関は会社に対し、その抹消に係る振替新株予約権の新株予約権者や質権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該新株予約権者の有する振替新株予約権の銘柄及び数などの通知事項を速やかに通知しなければならない（社債株式振替 184）。総新株予約権者通知というが、振替株式の場合の総株主通知（社債株式振替 151）とはその場面が全く異なるので注意が必要である。

総新株予約権者通知を行う場合で、超過記載が生じている場合は、会社に対抗できない者の数を示さなければならない（社債株式振替 184Ⅲ）。

また、全部抹消手続の場合以外でも、正当な理由があれば会社は振替機関に対し、会社が定める一定の日における総新株予約権者通知を請求することができる（社債株式振替Ⅴ）。これは、基準日時点の総株主通知と類似する仕組みといえる。ただし、正当な理由がなければならず、かつ、会社は振替機関の定める費用を支払う必要がある。

（4）消却

自己振替新株予約権を消却する場合、当該振替新株予約権の抹消の申請をする。減少の記載がなされたときに抹消の効力が生じる（社債株式振替 185）。

（5）合併等の場合

存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替新株予約権を交付しようとするときは、振替新株予約権者、あるいはその質権者となるべき者に対し、その効力発生日の1か月前までに、i 振替新株予約権者、その質権者たるべき者に対して振替申請する旨等、ii 振替口座を会社に通知すべき旨、などを通知する（社債株式振替 189Ⅰ、同法 167Ⅰ）。その上で、振替新株予約権者、その質権者たるべき者から通知された振替口座に増加の記載すべく、会社から振替機関に対し通知する（社債株式振替 166）。振替新株予約権の移転手続きだけで済む場合は、存続会社等から振替申請をする（社債株式振替 189Ⅱ）。

振替新株予約権発行会社が、i 吸収合併の消滅会社となる場合、ii 会社分割の分割会社となる場合で、新株予約権が承継会社または新設会社に引き継がれる場合、iii 株式交換、株式移転の完全子会社となる場合で、新株予約権が完全親会社に引き継がれる場合、は、その効力発生日または会社成立の日を効力発生日として全部抹消手続きを行う（社債株式振替 189Ⅲ）。

吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替新株予約権を交付しよ

⁹ 本文（2）で述べた、取得条項付振替新株予約権の取得の場面は、全部末梢手続を行う一場面にすぎない。

うとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする株式会社のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない（社債株式振替 189V）。